

建設発生土の処分場指定に係る技術基準

平成16年10月 1日（制定）

平成21年12月22日（一部改正）

第1 共通基準

1 環境保全対策

- (1) 事業の施行に当たっては、粉じん、騒音、振動、濁水、土砂の流出等の防止対策を講じ、周辺の自然環境及び生活環境を損なわないようにすること。
- (2) 事業区域内に車両のタイヤ洗浄装置等の設置に努める等、沿道環境の保全に努めること。

2 作業時間

- (1) 作業時間は原則として午前8時から午後5時までとする。
- (2) 日曜日、祝日及び年末年始は、原則として作業を行わないこと。

3 交通安全対策

建設発生土の受入れに当たっては、周辺地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう周辺の状況及び土砂等の特性を十分勘案し、危害の防止及び事故等の防止ができるよう必要な対策を講じること。

4 安全対策

事業区域内には、みだりに第3者が立ち入るのを防止することのできる囲いを設けること。囲いの構造は容易に転倒、破壊されないものとする。ただし、周辺の状況から支障がない場合はこの限りではない。

5 防災対策

- (1) 事業の施行中及び施行後において、事業施行が起因して発生する恐れのある災害等については、必要な防止対策を事業者の責任において実施すること。
- (2) 建設発生土の受入れ中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に万全の措置を講ずること。

6 記録、写真

事業全般にわたって、工事着手前、中間、完成等それぞれの時点で写真撮影を行い、保管すること。また事業報告の際に提出すること。

第2 技術基準

1 共通事項

- (1) 埋立て及び盛土又は切土等によって原則として現況の流域を変更してはならない。
- (2) 埋立て及び盛土又は切土等に先だてて立木等がある場合はすべて伐採し、適正に処理すること。
- (3) 工事の順序としては、防災工事を先行し、埋立て及び盛土等の行為は、上下流に対する安全を確保したうえで施行すること。
- (4) 工事を施工するときは、この技術基準による他、関係法令による基準を遵守すること。
- (5) 土砂等の流出並びに濁水流出を防止するための必要な措置を講ずること。

2 埋立工及び盛土工

- (1) 埋立て及び盛土の斜面勾配は垂直1 mに対する水平距離が1.8 m以上とすること。
- (2) 埋立て及び盛土に際して、30 cm程度で敷均しを行い十分転圧し締め固めること。
- (3) 埋立て及び盛土高さが5 mを超える場合は、高さ5 m毎に小段を設置すること。
なお、小段の幅は1.5 m以上とし、排水溝を設置すること。
- (4) 埋立て及び盛土の法面の崩壊等を防止するため、植生工を施工すること。植生に適さない法面、あるいは植生工で安定性が確保できない法面には、構造物による法面保護工を施工する等防災措置を講じること。
- (5) 斜面状の地盤の上に盛土をするときは、原則として段切りを設け、盛土の滑動を防ぐようにしなければならない。尚、段切りの最小幅は1.5 m、最小高さは、0.5 mとする。

また、所定の安全度が得られるよう適切なすべり防止対策、排水対策等を講じなければならない。

3 切土工

- (1) 切土の法面勾配は、切土面の土質に応じた安定勾配とすること。
- (2) 切土面は法面の安定が保たれる法面保護工を施行すること。

4 たい積工

- (1) たい積の高さは、原則として現況地盤を基準として5 m以下とすること。
- (2) たい積の斜面勾配は垂直1 mに対する水平距離が1.8 m以上とするが、周囲の状況によって土砂等が崩壊しない程度とすることができる。

5 排水工

- (1) 法面には、侵食、崩壊、土砂流出等の防止のため、必要に応じて排水溝を設けること。
- (2) 埋立て及び盛土により、谷筋を埋め立てる場合には、地下排水溝を設置しなければならない。
- (3) 雨水等を適切に排水するよう十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。
また、排水放流にあたって放流先の管理者の同意を得なければならない。

6 沈砂池

- (1) 放流先の公共施設又は海域への土砂流出の恐れがある場合、沈砂池を設置しなければならない。
- (2) 沈砂池は、放流先の公共施設又は海域への土砂の流出を防止するため有効に土砂を沈殿させる構造でなければならない。

7 調整池

事業区域面積が5 ha以上の規模にあつては、「防災調整池技術基準」、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準」、「開発計画に伴う調整池技術基準」（日本住宅公団・日本河川協会・和歌山県土木部河川課編）によるものとする。

なお、事業区域面積が5 ha未満の場合であっても、防災上放流制限を行う必要がある場合は、上記に準ずるものとし、又は調整池に替えて雨水排水を一時貯留する施設、あるいは浸透式等による防災上安全な施設とすることができる。

8 土留工

土留工に用いる擁壁工等については、原則高さ2 m以上の場合、安定計算を行い所定の安全度を確保すること。